

2018年7月

中古販売業者に対し申入れを行っています。

消費生活ネットワーク新潟は、同社における全ての中古自動車の売買に適用されるものと誤認させる表示方法で「自社分割24回払い」をうたっている中古車販売業者（以下「事業者」といいます。）に対し、商品の取引条件について、実際の取引条件よりも著しく有利であると消費者に誤認される表示（有利誤認表示）であり、景品表示法に抵触するとしても のとして、削除・修正を求める申入れを行いました。

これに対し、事業者から回答がなかったことから、回答の催促等を行っていましたが、その後確認したところ、申入れの対象となった表示が削除されたことが確認できました。

そのため、申入れ活動を終了することとしました。